

第 20 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会 議事録（案）

日 時 令和 7 年 9 月 1 日（月） 15：15～16：15
場 所 ZOOMによるオンライン開催
資 料 付議事項（役員選任の件）
報告事項（利用状況等、電子申請受付システムの構築状況、確認申請用CDE
の提供）
その他（既存建築確認台帳の電子データ化、建築行政・技術情報の提供事業）

1. 会長挨拶（東京都 青木会長）

本協議会は、建築行政共用データベースシステムの利用者相互の情報交換、共用データベースシステムの運営主体である一般財団法人建築行政情報センターとの情報共有を目的として2007年に発足し、現在315の特定行政庁、86の指定確認検査機関等、50の建築士法関係団体に参画いただいている。本日の総会には200を超える会員の皆様にご参加いただくとともに、国土交通省住宅局から公務ご多忙の中、佐々木建築デジタル推進官にご挨拶いただく予定となっている。

現在、産業競争力の強化・経済成長の実現等を図ることを目的として、政府を挙げてデジタル社会の実現に向けた施策が進められており、建築行政の分野においても、国土交通省を中心として様々な取り組みがなされている。

特に建築行政のデジタル化は、今後の業務効率化、リスク管理、さらに市民サービスの向上に寄与する重要なテーマとなる。

共用データベースシステムは現在、特定行政庁・指定確認検査機関等の約8割で利用されており、建築行政分野のデジタル化を進めるための「情報インフラ」として、まさに重要な役割を担う。

これまで本協議会では、共用データベースシステムに関する要望のとりまとめや活用・普及方策の検討を行ってきたところである。本日は、会員の皆様からユーザーとしての率直なご意見を賜り、共用データベースの一層の充実・活用推進に向けて有意義な会議となりますよう、お願いしたい。

2. 国土交通省挨拶（佐々木建築デジタル推進官）

高齢化社会の到来と人口・世帯減少、気候変動問題とその対応、働き方改革、社会はとてつもないスピードで変化している。こうした社会の変化に加えて安全安心に対する社会のニーズの高まり、政策的な要請の多様化によりまして建築行政は複雑化の一途を辿っていると考えている。こうした中で安全安心かつ質の高い建築物を生産維持していくことが重要である。そのためには他の業界とも競争して新たな質の高い人材を確保し育てることが重要になる。そのためには労働生産性、効率性の向上であると考えており、建築行政DXの重要性が見えてくる。

I C B Aにおいて運用されている建築行政共用データベースシステムは今後ま

すます重要となる建築行政DXの中核的なものである。このシステムを拡充し、ご参加の建築行政を担う皆様が活用することがあって初めて今後のDXというものが進んでいくものである。こうした意味から日頃から皆様にご努力ご尽力ご協力いただいていることにつきましてこの場を借りて感謝を申し上げたい。

国土交通省でもICBAと協力して様々な取り組みを進めている。建築行政の中核的なものである建築確認申請については本年4月から建築確認電子申請受付システムを運用開始している。さらに本年6月には建築確認電子申請受付システム等に係る共通化推進方針を決定。令和8年度から完了検査、中間検査それから構造適判、省エネ適判を、令和9年度から建築計画概要書のオンライン閲覧、それからその他の建築士法行政手続きこれらについて受付システムを拡充するかたちで実装する道筋を示した。

さらに残る建築行政手続きについても電子化の方向性を検討しており、こうした建築行政諸手続きのデジタル化を一律の考えのもとで一貫して実施するということを考えている。こうした意味合いを含め令和8年度概算要求に建築行政DX総合推進事業の創設を盛り込んでいるところである。また、手続きのデジタル化以外のDXのもう一つの柱がBIMの活用であると考えている。BIMについてはこれまで民間中心の取り組みでであったがいよいよ来年度から建築確認におけるBIMの図面審査を開始することになっている。現在そのためのシステムであるCDEの開発も佳境に入っており近々に皆様にBIM図面審査の全貌をお見せすることができるものと期待している。BIM図面審査ではいわゆる整合性確認にかかる審査の省略が期待できるというものであり、副次的ではあるが空間把握が容易になること、完了検査や確認審査が効率的になることが期待できると考えている。さらに令和11年度からBIMデータ審査の開始を目指す。BIMデータ審査は入力された法適合関係のデータを自動的に抽出表示することにより設計者の自己チェック、審査者の審査への活用、こういったことを見込んでいる。さらにはBIMであったり申請情報がデータ化される事によってAIなど他の新たな技術との連携も期待でき、実践していかなくはないと思っている。このようにBIMは単なる設計ツールではなく建築図に係る情報プラットフォームとしての機能ということをより注目していくことになる。そしてその特徴は建築確認審査だけではなくて他の行政手続きに活用が想定できる。

建築分野はすそ野の広い分野であり全てのDXを一気に進めることはできないと思う。ただ、ほとんどの建築行為が建築行政手続きに集約される。したがってそのDX化を徹底的に進めることで業界全体の波及させたいという考えである。BIM図面審査にしても申請手続きの電子化にしても最初から完全にうまく回るのは難しい。非常にチャレンジングなものである。ただ、皆がうまく活用すれば必ず良い方向に向かうものであるのも間違いないということでこれからも皆様と協力して進めてまいりたい。

ICBAはこの取り組みの中核となるものでこの共用データベースシステムは

日本の建築DXの核心そのものである。

本日の総会そして皆様のICBAシステムの活用を通じて業務の効率化が進むことを祈念して私の挨拶とさせていただきます。

3. 事務局挨拶（ICBA 瀬良理事長）

本協議会の会員の皆様には、日頃より、共用データベースシステムをはじめ、弊センターの事業にご協力・ご支援いただいておりますこと、改めて厚く御礼申し上げます。

佐々木推進官のご挨拶にありましたように、現在建築行政の分野においても、国土交通省を中心としてデジタル化推進に向けた各般の施策が進められているところである。そのような中、共用データベースシステムは運用開始から16年目を迎え、弊センターにおきましても、より利便性の高いシステムの提供に向け鋭意取り組んでいるところであります。

本日は、共用データベースシステムの利用状況に加え、利便性の向上に向けた改修状況などについてご報告申し上げます。具体的には、より多くの建築行政に携わる皆様に活用していただけるよう、「電子申請受付システム」の一層の機能充実に向けたシステム開発に今年度も引き続き取り組んでおり、その進捗状況についてご報告申し上げます。また、新たな試みとして、BIMデータを活用した確認審査業務を実現するための確認申請用CDEの運営に向けた準備を行っているところである。

本協議会は、弊センターにとりましても日頃より共用データベースシステムご利用いただいている皆様からご意見を伺う貴重な機会と認識している。忌憚のないご意見を賜るとともに、今後とも当協議会の活動に積極的にご参加いただけますようお願い申し上げます。

4. 事務局報告

事務局より、現在の会員団体総数451団体、定足数226団体に対して、出席団体数238団体、会長へ一任による参加91団体、合計329団体となり、本総会が有効に成立していることが報告された。

5. 議 事

（1）付議事項の確認

「役員選任の件」について事務局より説明され、決議の結果、原案通り決定した。

（2）報告事項

ICBAからの報告について、事務局より説明された。

【質疑・意見】

- ・当面、電子申請受付システムの利用予定はないが、令和8年度から自動的に契約になっている根拠を教えてください。見積書に困惑している。
- ・限定特定行政庁にとって電子申請受付がほぼ見込めない状況であることから、150,000円の負担が見合わないところである。今年度に引き続き、電子申請の無償提供は検討いただきたい。150,000円の増額があるのであれば、そもそもの契約自体継続できない状況になる。または切り離しての契約を可能にしてほしい。
→電子申請受付システムは、既存共用データベースシステムのオプションではなく今後の共用データベースシステムにおけるプラットフォームと位置付けており、不可分として開発をしているため台帳登録閲覧システムと電子申請受付システムを切り離すことができないものとしてお考えいただきたい。
- ・利用料金について、年間建築確認件数ではなく実利用件数でなければ不公平な利用料金である。
→利用料金は国が作ったシステムを利用団体で運営費を賄うように考えており、応分の負担額の算定に確認件数を使用している。
- ・P34 電子報告機能について、括弧書きで特定行政庁の受付には台帳システムの利用が必要とあるが、電子報告機能を使いたい場合は契約必須ということか？
→台帳登録閲覧システムの契約は必須ではない。しかし独自のシステムに連携することは稀であるため、多くの特定行政庁においては電子報告を使いたい場合は台帳登録閲覧システムの利用が必要と理解していただいて差し支えない。
- ・電子申請受付システムのみ利用（台帳登録閲覧システムは利用しない）という運用は可能か。またデメリット等はあるか。
→可能だが、独自の帳簿システムに電子申請受付システムとの連携機能を付加することはハードルが高くなるので、台帳登録閲覧システムの利用が現実的と考える。
- ・I F Cデータの保存期間は15年か。
→B I M図面審査においてI F Cデータは審査対象外であるため、いわゆる15年保存の対象外としている。審査機関が必要な期間、保存するものと理解している。2029年からのB I Mデータ審査の際の15年保存については検討途上である。
- ・確認申請用C D E利用料金と電子申請受付システムの利用料金はそれぞれ別料金で合計する形式か。または電子申請受付システムに含まれる料金か。
→別料金である。電子申請受付システムに含まれることはない。
- ・N I C Eシステムを利用している確認検査機関だが、消防手続きのみの利用が出来るの

であれば、手続きの手順を教えてください。

→消防手続のみの利用は可能。N I C E システムと別システムとして使用も可能。また、N I C E システムが直接連携する機能を開発中と聞いている。具体的なスケジュールは把握していないが、いずれかの時期に連携が出来るようになるものと見込んでいる。手続きについては I C B A に連絡をいただき、契約に基づいてシステム利用権限を付与する。

以下、総会時 Q&A 機能による未回答質疑（回答は本議事録にて新たに追記したもの）

- ・ 34 ページの機能拡充候補表にある「概要書の W e b 閲覧機能」の装備時期は、国土交通省の目指している令和 9 年度 4 月の供用時期より先の実装となるのか。
→電子申請受付システムにおける建築計画概要書 W E B 閲覧については、装備要否も含めて検討中であり、実装時期も未定。
- ・ 電子申請受付システムについて、市町村機能は 2027 年度以降の検討事項とのだが、市町村機能とは市町村受付に対応する機能も検討対象に含まれているか。それとも市町村受付ではなく、あくまで都道府県で受付したのち、県から市町村へ照会を行う機能になるか。
→市町村受付は検討対象に含まれていない。都道府県が市町村へ照会する機能になる。
- ・ 現在台帳登録閲覧システムを利用しているが、来年度からは電子申請システムを利用しないとデータベースの閲覧ができなくなるのか。
→台帳登録閲覧システムの利用は電子申請受付システムが必須となる。
- ・ 軽微変更は I C B A で独自フォーマットを作成するイメージか。
→独自様式の P D F ファイルを添付する。
- ・ 国策で電子申請受付システムを開発するのであれば、ある程度ランニングコストを国費で補助していただけないのか。
→ランニングコストは利用機関で応分に負担していただく考えである。
- ・ 限定特定行政庁もアスベスト補助金を活用した電子化の補助金の対象となるか。
→必ずしも補助金の対象から外れるものとは考えていないが、補助金の担当部署にお問い合わせいただきたい。

以上